

資料編

CONTENTS

業績のご報告

財務諸表

貸借対照表(資産の部)(負債及び純資産の部) ……………	26
貸借対照表の注記事項 ……………	27~29
損益計算書/損益計算書注記事項/ 剰余金処分計算書 ……………	30
会計監査人の監査 ……………	30
役職員の報酬体系に関する情報開示 ……………	30~31

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高) / 預金積金・譲渡性預金残高(平均残高)/預金者別残高(期末残高)/ 常勤役員1人当たり預金残高(期末残高) / 1店舗当たり預金残高(期末残高) ……………	31
--	----

為替業務の状況

内国為替取扱高 ……………	31
---------------	----

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)/貸出金科目別残高(平均残高)/ 貸出金利別残高(期末残高)/貸出金償却の額/ 貸倒引当金の内訳/貸出金業種別・用途別内訳残高(期末残高)/ 貸出金の担保別内訳(期末残高)/債務保証見返の担保別内訳(期末残高)/ 信用金庫法開示債権 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 ……………	32~33
---	-------

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高 / 有価証券の種類別残高(期末残高) / 有価証券の種類別残高(平均残高) / 有価証券の残存期間別残高/有価証券の時価情報 / 金銭の信託の時価情報/デリバティブの時価情報 / 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 ……	33~35
---	-------

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率 / 業務純益 / 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り / 受取利息・支払利息の増減 / 最近5年間の主要な経営指標の推移 ……………	36~37
--	-------

経営指標

利益率/利鞘/預貸率/預証率 ……………	37
----------------------	----

当金庫の自己資本の充実の状況等について (バーゼルⅢ国内基準第3の柱に基づく情報開示)

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項 ……………	38
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項 ……………	39
(2) オペレーショナル・リスクに関する事項 ……………	40
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及び 証券化エクスポージャーを除く) ……………	40~45
(4) 信用リスク削減手法に関する事項 ……………	45
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項 ……………	46
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 ……	46~47
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	48
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 ……………	48
(9) 金利リスクに関する事項 ……………	48~49

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～39年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
① 年金資産の額 1,832,300百万円
② 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
③ 差引額(①-②) △ 21,384百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在) 0.1093%
(3) 補足説明
上記(1)③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫や貸駐車場に係る固定料金等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が一年超となる取引はありません。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 819百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産 1,445百万円(繰延税金負債0百万円と相殺し、純額で繰延税金資産1,445百万円を計上)

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、26.に記載しております。
有形固定資産 2,972百万円

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュフローに基づき、減損の要否の判定をしております。

営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として各営業店をグルーピングの最小単位としております。一方、本部、共用の倉庫等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、他の資産または資産グループから独立した最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュフロー、割引率等において一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び当金庫の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額 2,537百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各動別に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	506百万円
危険債権額	694百万円
三月以上延滞債権額	11百万円
貸出条件緩和債権額	779百万円
合計額	1,991百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は78百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

預け金(定期預金)	20,000百万円
	信金中金との為替決済取引等の担保
預け金(定期預金)	3,500百万円
信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保	
預け金(定期預金)	50百万円
	地方公共団体指定金融機関保証金
有価証券(国債)	1,000百万円(額面金額)

日本銀行との蔵入代理店契約の担保
0百万円
地方公共団体指定金融機関差入担保

その他資産(保証金)

担保資産に対応する債務
借入金 2,888百万円

20. 出資 1 口当たりの純資産額 2,254円64銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、ALM・統合リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部署において、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いてバンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、共分散行列法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており令和7年3月31日現在で、当金庫の市場リスク量は(損失額の推計値、相関考慮後)は、全体で6,785百万円であります。また、毎月バックテストを実行し、計測方法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

上記に加えて「銀行勘定の金利リスク」の枠組みに係る

リスク量を市場リスク量として計測しております。計測方法については、「信用金庫施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は10,216百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該金額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預 け 金(*1)	138,995	137,703	△1,291
(2)買 入 金 銭 債 権	657	657	—
(3)有 価 証 券	101,258	100,502	△755
① 売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—
② 満 期 保 有 目 的 的 債 券	24,769	24,014	△755
③ 其 他 有 価 証 券(*3)	76,488	76,488	—
(4)貸 出 金(*1)	101,620		
貸 倒 引 当 金(*2)	△819		
	100,801	95,660	△5,140
金 融 資 産 計	341,713	334,524	△7,188
(1)預 金 積 金(*1)	312,593	311,866	△727
(2)借 用 金(*1)	2,888	2,801	△87
金 融 負 債 計	315,482	314,667	△814

(*1)「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の時価には、「簡便な方法により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)「貸出金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。デリバティブが組み込まれた預け金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①~④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

④ デリバティブが組み込まれた貸出金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(*1)	22
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(*1)	1,277
組 合 出 資 金(*2)	0
合 計	1,299

(*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金(*)	56,500	54,650	19,000	2,000
買 入 金 銭 債 権	100	231	325	-
有 価 証 券	2,906	24,814	32,062	25,880
満期保有目的の債券	700	3,415	12,373	8,280
その他有価証券のうち満期があるもの(*)	2,205	21,399	19,688	17,600
貸 出 金(*)	10,406	26,921	27,400	34,532
合 計	69,913	106,617	78,788	62,413

(*)期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(*)	148,456	29,036	3	102
借 用 金	324	1,277	1,030	256
合 計	148,780	30,313	1,033	358

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,505	1,550	45
	地 方 債	3,060	3,141	80
	社 債	7,419	7,551	131
	そ の 他	500	503	3
	小 計	12,485	12,746	260
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	1,544	1,387	△156
	社 債	7,040	6,787	△252
	そ の 他	3,700	3,093	△606
	小 計	12,284	11,268	△1,016
合 計	24,769	24,014	△755	

(2) その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,561	1,224	337
	債 券	1,525	1,517	8
	国 債	-	-	-
	地 方 債	517	515	2
	社 債	1,008	1,002	6
	そ の 他	6,015	5,127	887
小 計	9,103	7,869	1,233	

	株 式	556	632	△75
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	51,826	56,041	△4,215
	国 債	5,275	6,540	△1,264
	地 方 債	9,168	10,219	△1,050
	社 債	37,381	39,282	△1,900
	そ の 他	15,002	16,534	△1,531
小 計	67,385	73,208	△5,822	
合 計	76,488	81,077	△4,588	

なお、上記の差額△4,588百万円に買入金銭債権の差額△3百万円を加算し、繰延税金資産1,293百万円を調整した金額△3,299百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	419	103	-
債 券	3,984	7	19
国 債	502	3	0
地 方 債	799	0	-
社 債	2,681	3	19
そ の 他	1,012	100	-
合 計	5,416	210	19

※その他には、ETF(上場投資信託)の売却額と、それに伴う株式等売却益100百万円を含みます。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、11,267百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが1,211百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	168百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	73百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	30百万円
未払事業税損金否認	18百万円
賞与引当金超過額	13百万円
土地減損損失損金否認	11百万円
減価償却の償却超過額	10百万円
資産除去債務損金否認	3百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	3百万円
その他有価証券評価差額金	1,293百万円
その他	17百万円
繰延税金資産小計	1,642百万円
評価性引当額	△197百万円
繰延税金資産合計	1,445百万円
繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	1,445百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.45%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.16%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は35百万円増加(繰延税金負債は0百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は32百万円増加し、法人税等調整額は2百万円減少しております。

27. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	100百万円
顧客との契約から生じた債権	100百万円
契約負債	0百万円

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,769,855	3,099,098
資金運用収益	2,464,920	2,609,396
貸出金利息	1,026,588	1,047,599
預け金利息	287,622	380,045
有価証券利息配当金	1,127,934	1,156,142
その他の受入利息	22,774	25,610
役務取引等収益	173,471	175,005
受入為替手数料	82,582	83,502
その他の役務収益	90,888	91,503
その他業務収益	38,791	46,255
国債等債券売却益	10,799	7,131
その他の業務収益	27,991	39,124
その他経常収益	92,672	268,440
貸倒引当金戻入益	-	64,696
株式等売却益	90,600	203,683
その他の経常収益	2,072	60
経常費用	1,836,332	2,045,656
資金調達費用	90,215	253,357
預金利息	73,514	238,415
給付補填備金繰入額	2,169	1,898
借入金利息	14,531	13,042
役務取引等費用	91,651	92,148
支払為替手数料	24,912	25,331
その他の役務費用	66,739	66,817
その他業務費用	5,948	20,618
国債等債券売却損	4,271	19,252
国債等債券償還損	0	-
その他の業務費用	1,676	1,365
経費	1,536,734	1,659,808
人件費	868,069	907,370
物件費	605,858	661,228
税金	62,806	91,209
その他経常費用	111,783	19,723
貸倒引当金繰入額	78,569	-
その他の経常費用	33,213	19,723
経常利益	933,522	1,053,442
特別利益	45	-
固定資産処分益	45	-
特別損失	5,611	23,190
固定資産処分損	5,611	9,273
減損損失	-	13,917
税引前当期純利益	927,956	1,030,251
法人税、住民税及び事業税	241,418	294,727
法人税等調整額	△ 4,455	△ 15,339
法人税等合計	236,962	279,387
当期純利益	690,993	750,863
繰越金(当期首残高)	355,230	259,260
当期末処分剰余金	1,046,224	1,010,124

損益計算書注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 116円63銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。
(地域) (主な用途)
巨理郡山元町 共用資産1カ所
(種類) (減損損失)
土地・建物・その他有形固定資産他 13,917千円
営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として各営業店をグルーピングの最小単位としております。一方、本部、共用の倉庫等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、他の資産または資産グループから独立した最小単位としております。
上記共用資産1カ所については、設備の老朽化等により倉庫としての使用を停止したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額13,917千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
なお、回収可能額については、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は「不動産担保評価基準」により算定しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	1,046,224,252	1,010,124,805
優先出資金取崩額	-	10,000,000,000
資本準備金取崩額	-	10,000,000,000
積立金取崩額	300,000,000	1,100,000,000
店舗整備積立金取崩額	-	1,100,000,000
事務機械化積立金取崩額	300,000,000	-
剰余金処分額	1,086,963,308	1,801,024,263
利益準備金	70,000,000	80,000,000
普通出資に対する配当金(年2.00%)	12,963,308	(年3.00%) 19,024,263
優先出資に対する配当金(年0.02%)	4,000,000	(年0.01%) 2,000,000
特別積立金	1,000,000,000	1,700,000,000
(うち、無目的積立金)	(1,000,000,000)	(1,700,000,000)
繰越金(当期末残高)	259,260,944	20,309,100,542

会計監査人の監査

令和6年6月14日開催の第74期通常総代会及び、令和7年6月16日開催の第75期通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、中島大公会計士事務所公認会計士 中島 大氏及び龍崎則久公会計士事務所公認会計士 龍崎 則久氏の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月17日
あぶくま信用金庫

理事長 太田 福裕

役職員の報酬体系に関する情報開示

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、次の事項を定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	97

(単位：百万円)

(注1)対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
 (注2)上記の内訳は、「基本報酬」83百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
 (注2)「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 (注3)令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	924	0.2	685	0.2
普通預金	131,794	42.6	132,487	42.3
貯蓄預金	49	0.0	42	0.0
通知預金	—	—	—	—
別段預金	541	0.1	1,036	0.3
定期預金	171,558	55.5	174,932	55.9
うち固定金利定期預金	171,554	55.4	174,928	55.9
うち変動金利定期預金	3	0.0	3	0.0
定期積金	4,242	1.3	3,409	1.0
計	309,110		312,593	
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	309,110	100.0	312,593	100.0

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法人預金	109,028	35.2	113,675	36.3
一般法人	51,931	16.8	53,888	17.2
金融機関	171	0.0	106	0.0
公 金	56,925	18.4	59,680	19.0
個人預金	200,082	64.7	198,918	63.6
合 計	309,110	100.0	312,593	100.0

預金積金・譲渡性預金残高(平均残高)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
流動性預金	132,555	133,064
うち有利息預金	123,697	124,756
定期性預金	174,983	178,077
うち固定金利定期預金	170,674	174,274
うち変動金利定期預金	3	3
そ の 他	439	464
計	307,978	311,606
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	307,978	311,606

(注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：
 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：
 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

常勤役職員1人当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 金 残 高	3,091	3,125

1店舗当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 金 残 高	18,182	19,537

為替業務の状況

内国為替取扱高

(単位：件、百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
為 替	仕 向 為 替	132,422	127,790	132,553	126,359
	被 仕 向 為 替	189,563	151,371	186,491	147,107
代 金 取 立	仕 向 為 替	7	41	1	3
	被 仕 向 為 替	1	0	4	6

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	4,243	4.3	2,897	2.8
証書貸付	91,950	93.6	96,796	95.2
当座貸越	1,936	1.9	1,848	1.8
割引手形	50	0.0	78	0.0
合 計	98,180	100.0	101,620	100.0

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,929	2.9	3,484	3.5
証書貸付	93,703	95.6	94,653	95.1
当座貸越	1,336	1.3	1,330	1.3
割引手形	43	0.0	36	0.0
合 計	98,012	100.0	99,504	100.0

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利別残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸 出 金	98,180	101,620
固 定 金 利	74,367	77,757
変 動 金 利	23,812	23,863

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分		期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	令和5年度	241	288	—	241	288
	令和6年度	288	220	—	288	220
個別貸倒 引当金	令和5年度	599	609	22	577	609
	令和6年度	609	598	14	595	598
合計	令和5年度	841	897	22	819	897
	令和6年度	897	819	14	883	819

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金業種別・使途別内訳残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度			令和6年度			
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比	
業 種 別	製 造 業	84	4,609	4.6	81	4,402	4.3
	農 業、林 業	26	294	0.2	24	252	0.2
	漁 業	4	24	0.0	3	19	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	2	58	0.0	2	103	0.1
	建 設 業	206	6,228	6.3	205	5,479	5.3
	電気、ガス、熱供給、水道業	29	5,911	6.0	31	6,413	6.3
	情 報 通 信 業	2	101	0.1	3	59	0.0
	運 輸 業、郵 便 業	25	1,339	1.3	26	1,245	1.2
	卸 売 業、小 売 業	130	3,288	3.3	130	3,192	3.1
	金 融 業、保 険 業	20	20,618	21.0	21	22,671	22.3
	不 動 産 業	144	10,447	10.6	145	11,239	11.0
	物 品 賃 貸 業	1	24	0.0	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	3	67	0.0	2	52	0.0
	宿 泊 業	24	1,720	1.7	21	1,570	1.5
	飲 食 業	60	604	0.6	56	570	0.5
	生活関連サービス業、娯楽業	34	1,013	1.0	38	1,008	0.9
	教 育、学 習 支 援 業	4	312	0.3	4	378	0.3
	医 療、福 祉	35	2,795	2.8	35	2,539	2.4
	その他のサービス	110	1,692	1.7	109	1,240	1.2
	小 計	943	61,153	62.2	936	62,441	61.4
国・地方公共団体等	20	26,086	26.5	20	28,462	28.0	
個 人	2,196	10,940	11.1	2,127	10,716	10.5	
合 計	3,159	98,180	100.0	3,083	101,620	100.0	
使 途 別	設 備 資 金		40,703	41.4		39,817	39.1
	運 転 資 金		57,476	58.5		61,803	60.8
	合 計		98,180	100.0		101,620	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出業務の状況

貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	295	0.3	191	0.1
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	16,158	16.4	16,369	16.1
そ の 他	-	-	-	-
計	16,453	16.7	16,560	16.2
信用保証協会・信用保険	13,565	13.8	13,399	13.1
保 証	486	0.4	460	0.4
信 用	67,674	68.9	71,199	70.0
合 計	98,180	100.0	101,620	100.0

債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	31	5.2	18	3.4
そ の 他	-	-	-	-
計	31	5.2	18	3.4
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-
保 証	-	-	-	-
信 用	570	94.7	502	96.5
合 計	602	100.0	520	100.0

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

7ページに掲載しております。

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	7,602	7.4	6,780	6.6
地 方 債	14,265	14.0	14,290	14.1
社 債	53,084	52.1	52,851	52.1
株 式	1,755	1.7	2,140	2.1
外 国 証 券	17,017	16.7	16,285	16.0
その他の証券	8,003	7.8	8,932	8.8
合 計	101,728	100.0	101,281	100.0

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	8,323	7.8	8,244	7.7
地 方 債	15,443	14.6	14,982	14.1
社 債	55,123	52.2	55,587	52.5
株 式	1,293	1.2	1,600	1.5
外 国 証 券	18,125	17.1	17,786	16.8
その他の証券	7,105	6.7	7,590	7.1
合 計	105,415	100.0	105,791	100.0

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	-	506	-	-	1,506	5,589	-	7,602
地 方 債	1,202	1,615	1,135	569	2,595	7,147	-	14,265
社 債	1,928	5,055	9,451	13,102	11,627	10,846	1,071	53,084
株 式	-	-	-	-	-	-	1,755	1,755
外 国 証 券	399	1,586	292	1,270	668	7,390	5,410	17,017
その他の証券	-	178	519	398	95	-	6,810	8,003
合 計	3,530	8,942	11,399	15,340	16,492	30,974	15,047	101,728

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	-	503	-	1,001	190	5,085	-	6,780
地 方 債	401	722	1,092	1,853	3,940	6,279	-	14,290
社 債	1,522	5,683	14,356	11,281	11,932	7,704	369	52,851
株 式	-	-	-	-	-	-	2,140	2,140
外 国 証 券	893	687	1,058	831	664	6,811	5,338	16,285
その他の証券	88	521	188	274	91	-	7,768	8,932
合 計	2,906	8,119	16,695	15,242	16,819	25,880	15,617	101,281

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券に関する状況

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,507	1,620	112	1,505	1,550	45
	地 方 債	3,064	3,299	234	3,060	3,141	80
	社 債	13,456	14,137	680	7,419	7,551	131
	そ の 他	700	719	19	500	503	3
	小 計	18,729	19,777	1,048	12,485	12,746	260
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	1,633	1,566	△ 66	1,544	1,387	△ 156
	社 債	1,406	1,353	△ 52	7,040	6,787	△ 252
	そ の 他	3,500	3,146	△ 353	3,700	3,093	△ 606
	小 計	6,539	6,067	△ 472	12,284	11,268	△ 1,016
合 計	25,268	25,844	575	24,769	24,014	△ 755	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,553	1,117	435	1,561	1,224	337
	債 券	12,116	11,983	133	1,525	1,517	8
	国 債	505	498	6	—	—	—
	地 方 債	3,683	3,648	34	517	515	2
	社 債	7,928	7,835	92	1,008	1,002	6
	そ の 他	7,154	6,221	933	6,015	5,127	887
小 計	20,824	19,321	1,502	9,103	7,869	1,233	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	179	191	△ 11	556	632	△ 75
	債 券	41,766	43,877	△ 2,110	51,826	56,041	△ 4,215
	国 債	5,589	6,339	△ 750	5,275	6,540	△ 1,264
	地 方 債	5,883	6,405	△ 521	9,168	10,219	△ 1,050
	社 債	30,293	31,132	△ 838	37,381	39,282	△ 1,900
	そ の 他	13,666	14,760	△ 1,093	15,002	16,534	△ 1,531
小 計	55,613	58,828	△ 3,215	67,385	73,208	△ 5,822	
合 計	76,437	78,150	△ 1,712	76,488	81,077	△ 4,588	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、証券投資信託及びその他の証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	22	22
信金中央金庫出資金	1,277	1,277
組合出資金	0	0
合 計	1,299	1,299

金銭の信託の時価情報

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 運用目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 2. 満期保有目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 3. その他の金銭の信託 | 該当ございません。 |

デリバティブの時価情報

- | | | | |
|-----------|-----------|------------------|-----------|
| 1. 金利関連取引 | 該当ございません。 | 4. クレジットデリバティブ取引 | 該当ございません。 |
| 2. 通貨関連取引 | 該当ございません。 | 5. 株式関連取引 | 該当ございません。 |
| 3. 債券関連取引 | 該当ございません。 | 6. 商品関連取引 | 該当ございません。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	8,147	54,823	—	62,970
うち 株 式	2,118	—	—	2,118
国 債	5,275	—	—	5,275
地 方 債	—	9,685	—	9,685
社 債	—	38,390	—	38,390
そ の 他 の 証 券	752	6,747	—	7,500
金 融 資 産 計	8,147	54,823	—	62,970

*1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託(含外国籍投資信託)は上表に含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託はありません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は6,085百万円であります。

*2：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

*3：その他の証券には、優先出資証券及び外国証券が含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(満期保有目的の債券)	1,550	22,025	438	24,014
うち 債 券	1,550	18,867	—	20,417
そ の 他 の 証 券	—	3,158	438	3,596
金 融 資 産 計	1,550	22,025	438	24,014

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注)当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
【主な分類商品】 上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
【主な分類商品】 地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
【主な分類商品】 仕組債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。なお仕組債等については、第三者から入手した時価を、当金庫で検証後、時価として採用しております。

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活性化に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、第三者から入手した価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券は、大半がレベル2に分類しております。時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(注)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」は、当金庫が自主的に開示したものであり、本開示事項は、会計監査人による会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,374,705	2,356,039
資金運用収益	2,464,920	2,609,396
資金調達費用	90,215	253,357
役務取引等収支	81,819	82,856
役務取引等収益	173,471	175,005
役務取引等費用	91,651	92,148
その他業務収支	32,842	25,637
その他業務収益	38,791	46,255
その他業務費用	5,948	20,618
業務粗利益	2,489,367	2,464,533
業務粗利益率	0.72%	0.71%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
業務純益	919,789	820,524
実質業務純益	965,933	820,524
コア業務純益	959,405	832,646
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	942,122	832,646

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	343,883	346,554	2,464,920	2,609,396	0.71	0.75
うち貸出金	98,012	99,504	1,026,588	1,047,599	1.04	1.05
うち預け金	138,550	138,992	287,622	380,045	0.20	0.27
うち有価証券	105,415	105,791	1,127,934	1,156,142	1.06	1.09
資金調達勘定	311,330	314,635	90,215	253,357	0.02	0.08
うち預金積金	307,978	311,606	75,683	240,314	0.02	0.07
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	3,350	3,027	14,531	13,042	0.43	0.43

(注) 1. 資産運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度175百万円、令和6年度176百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 29,648	99,366	69,718	19,145	125,331	144,476
うち貸出金	22,652	△ 2,228	20,424	15,627	5,384	21,011
うち預け金	△ 10,042	63,969	53,927	918	91,505	92,423
うち有価証券	3,217	△ 6,138	△ 2,921	4,023	24,185	28,208
支払利息	△ 1,212	8,977	7,765	958	162,184	163,142
うち預金積金	919	8,261	9,180	892	163,739	164,631
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 11,567	10,151	△ 1,416	△ 1,401	△ 88	△ 1,489

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

損益の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(千円)	2,725,406	2,829,597	2,737,035	2,769,855	3,099,098
経常利益(千円)	856,011	1,035,509	972,125	933,522	1,053,442
当期純利益(千円)	610,367	792,877	718,715	690,993	750,863
出資総額(百万円)	10,693	10,665	10,659	10,648	10,634
普通出資(百万円)	693	665	659	648	634
優先出資(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数					
普通出資(千口)	6,937	6,657	6,597	6,484	6,342
優先出資(千口)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額(百万円)	35,317	35,358	34,789	35,638	34,302
総資産額(百万円)	356,239	368,833	344,838	349,454	351,273
預金積金残高(百万円)	295,518	303,098	304,768	309,110	312,593
貸出金残高(百万円)	93,000	94,748	97,199	98,180	101,620
有価証券残高(百万円)	98,600	105,015	102,585	101,728	101,281
出資に対する配当率					
普通出資(%)	3.00	2.00	2.00	2.00	3.00
優先出資(%)	0.00	0.00	0.01	0.02	0.01
出資に対する配当金(出資1口当たり)					
普通出資(円)	3	2	2	2	3
優先出資(円)	0	0	1	2	1
従業員数(人)	12,131	11,016	10,742	10,420	10,100
役員数(人)	11	11	11	12	12
うち常勤役員数(人)	7	6	6	7	7
職員数(人)	99	96	100	93	93
単体自己資本比率(%)	32.73	33.08	32.95	33.61	35.63

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
 2. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。
 3. 優先出資の配当率は、発行価額に対する配当率を表記しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.26	0.29
総資産当期純利益率	0.19	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預貸率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	31.76	32.50
期中平均預貸率	31.82	31.93

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	0.71	0.75
資金調達原価率	0.51	0.60
総資金利鞘	0.20	0.15

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期末預証率	32.91	32.40
期中平均預証率	34.22	33.95

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について(バーゼルⅢ国内基準 第3の柱に基づく情報開示)

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,865	37,580
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,648	20,634
うち、利益剰余金の額	16,233	16,967
うち、外部流出予定額(△)	16	21
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	290	223
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	290	223
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	37,155	37,803
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	14	20
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	14	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	14	20
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	37,141	37,783
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,850	102,050
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△751	△750
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,634	3,985
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	110,484	106,036
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	33.61%	35.63%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	105,850	4,234	102,050	4,082
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,984	3,879	92,686	3,707
現我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	90	3	70	2
我が国の政府関係機関向け	611	24	618	24
地方三公社向け	85	3	72	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,078	1,283	31,192	1,247
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,502	60
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	33,693	1,347	27,715	1,108
中小企業等向け及び個人向け	4,016	160	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	2,725	109
トランザクター向け	—	—	115	4
抵当権付住宅ローン	1,264	50	—	—
不動産取得等事業向け	11,116	444	—	—
不動産関連連向	—	—	10,005	400
自己居住用不動産等向け	—	—	2,148	85
賃貸用不動産向け	—	—	6,325	253
事業用不動産関連連向	—	—	642	25
その他不動産関連連向	—	—	889	35
A D C 向	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	2,193	87
三ヶ月以上上延滞等	60	2	—	—
延滞等向	—	—	1,597	63
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	58	2
取立未済手形	8	0	4	0
信用保証協会等による保証付	148	5	191	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	2,030	81	—	—
重要な出資のエクスポージャー	2,030	81	—	—
株	—	—	—	—
上	11,778	471	2,680	107
重要な出資のエクスポージャー	—	—	13,559	542
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,253	290	4,503	180
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,976	79	1,277	51
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	355	14	399	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	2,400	96
上記以外のエクスポージャー	2,192	87	4,979	199
②証券化エクスポージャー	34	1	84	3
証券化	—	—	—	—
S T C 要件適用分	—	—	—	—
非 S T C 要件適用分	34	1	—	—
短期 S T C 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
S T C ・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再	—	—	—	—
証	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,972	318	9,835	393
リスク・ウェイト・スタイル方式	7,972	318	9,835	393
マ	—	—	—	—
ン	—	—	—	—
デ	—	—	—	—
テ	—	—	—	—
一	—	—	—	—
方	—	—	—	—
式	—	—	—	—
(250%)	—	—	—	—
(400%)	—	—	—	—
(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 751	△ 30	△ 750	△ 30
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	168	6	149	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	36	1	45	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,634	185	3,985	159
B	—	—	2,657	—
B	—	—	318	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	110,484	4,419	106,036	4,241

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

地域とともに

コーポレートデータ

業績のご報告(資料編)

営業のご案内

(2)オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について】

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「信用リスク・市場リスクおよび流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスク」と定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、ALM・統合リスク管理委員会、マネロン等対応委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

また、オペレーショナル・リスク規制を踏まえた内部損失データの収集手続等についての規程も定め、内部損失データの収集および保有等に関する態勢を整備しております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いる計算式】

オペレーショナル・リスク相当額＝事業規模要素(BIC)×内部損失乗数(LIM) ※内部損失乗数は、「1」を用いるものとしております。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		令和5年度	令和6年度		
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度				
国 内	325,024	328,017	98,782	102,141	76,929	78,129	880	1,013	184	1,991	
国 外	12,000	11,600	-	-	12,000	11,600	-	-	-	-	
地域別合計	337,024	339,617	98,782	102,141	88,929	89,729	880	1,013	184	1,991	
製 造 業	11,551	11,286	4,609	4,402	6,392	6,193	-	-	-	8	
農 業、 林 業	294	252	294	252	-	-	-	-	-	77	
漁 業	24	19	24	19	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	917	962	58	103	796	796	-	-	-	31	
建 設 業	7,375	6,461	6,228	5,479	1,096	896	-	-	2	286	
電気・ガス・熱供給・水道業	17,587	18,009	5,911	6,413	11,526	11,516	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	371	393	101	59	200	200	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	5,240	5,156	1,339	1,245	3,901	3,900	-	-	-	9	
卸売業、小売業	6,921	6,930	3,288	3,192	3,599	3,499	-	-	5	78	
金融業、保険業	183,239	182,520	20,618	22,671	18,298	18,300	-	-	-	-	
不 動 産 業	11,845	12,537	10,447	11,239	1,398	1,298	-	-	34	62	
物 品 賃 貸 業	24	-	24	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	72	57	67	52	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	1,720	1,570	1,720	1,570	-	-	-	-	17	850	
飲 食 業	604	570	604	570	-	-	-	-	19	34	
生活関連サービス業、娯楽業	1,013	1,008	1,013	1,008	-	-	-	-	104	99	
教育、学習支援業	312	378	312	378	-	-	-	-	-	-	
医 療、 福 祉	3,494	3,038	2,795	2,539	699	499	-	-	-	367	
その他のサービス	2,388	1,936	1,692	1,240	600	600	-	-	-	29	
国・地方公共団体等	66,506	70,487	26,086	28,462	40,420	42,025	-	-	-	-	
個 人	10,940	10,716	10,940	10,716	-	-	-	-	1	56	
そ の 他	4,587	5,325	602	520	-	-	880	1,013	-	-	
業種別合計	337,024	339,617	98,782	102,141	88,929	89,729	880	1,013	184	1,991	
1 年 以 下	66,920	75,540	11,102	10,406	3,526	2,828	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	92,328	76,934	13,557	15,212	8,771	7,671	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	25,125	31,305	12,723	11,708	10,902	16,996	-	-	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	25,916	27,306	10,798	11,735	15,118	15,570	-	-	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	42,485	45,939	13,805	15,665	16,680	17,274	-	-	-	-	
10 年 超	69,595	65,518	33,767	34,532	32,828	28,985	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	14,647	17,071	3,026	2,879	1,101	401	880	1,013	-	-	
残存期間別合計	337,024	339,617	98,782	102,141	88,929	89,729	880	1,013	-	-	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、買入金銭債権、その他の銀行勘定等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は32ページを参照願います。

【信用リスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、信用VaRを採用しております。信用VaRは、モンテカルロ・シミュレーションを10万回行うことにより期待損失(EL)および非期待損失(UL)を算出しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった、経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」および「貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる、正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・優良保証および一般担保・一般保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果につきましては、会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	0	2	2	1	-	-	3	2	2	1	-	-
農 業、 林 業	-	-	-	8	-	-	-	-	-	8	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	31	31	31	-	-	-	31	31	31	-	-
建 設 業	17	11	11	63	15	-	1	11	11	63	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	3	7	7	0	3	7	2	-	7	0	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	228	236	236	237	3	-	225	236	236	237	-	-
飲 食 業	37	34	34	28	-	6	34	27	34	28	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	96	91	91	86	-	-	96	91	91	86	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、 福 祉	202	187	187	126	-	-	202	187	187	126	-	-
その他のサービス	5	3	3	9	-	-	5	3	3	9	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	5	2	2	3	-	-	5	2	2	3	-	-
合 計	599	609	609	598	22	14	577	595	609	598	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
	令和6年度					
現金	2,753	—	2,753	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,309	—	25,309	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,819	—	53,819	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	700	—	700	—	70	10
我が国の政府関係機関向け	6,181	—	6,181	—	618	10
地方三公社向け	369	—	364	—	72	20
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	155,960	—	155,960	—	31,192	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,511	—	7,511	—	1,502	20
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	50,576	1,265	49,315	403	27,715	56
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,902	10,485	4,605	469	2,725	54
トランザクター向け	—	9,482	—	329	115	35
不動産関連向け	19,242	28	19,068	28	10,005	52
自己居住用不動産等向け	7,833	—	7,766	—	2,148	28
賃貸用不動産向け	9,159	8	9,107	8	6,325	69
事業用不動産関連向け	739	—	732	—	642	88
その他不動産関連向け	1,510	19	1,461	19	889	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,193	—	2,193	—	2,193	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,243	29	1,225	2	1,597	130
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	58	—	58	—	58	100
取立未済手形	23	—	23	—	4	20
信用保証協会等による保証付	6,434	—	6,434	—	191	3
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証	—	—	—	—	—	—
株式等	2,680	—	2,680	—	2,680	100
合計					79,127	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2,753	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,309	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	53,819	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	6,181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	364	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	155,960	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,511	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	11,693	-	-	-	-	-	-	-	-	20,319	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	329	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	329	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,274	745	3,004	-	465	-	717	-	2,033	702	-	2,464	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,274	745	1,639	-	-	-	717	-	-	702	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,365	-	465	-	-	-	2,033	-	-	982	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,481	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	185	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	4,514	1,919	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	86,396	8,801	-	169,316	745	3,004	-	465	-	717	-	2,363	21,207	-	2,464	-

地域とともに

コーポレートデータ

業績のご報告(資料編)

営業のご案内

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,753
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,309
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,819
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,181
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	364
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155,960
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,511
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	399	-	15,741	-	-	1,565	-	-	-	-	-	-	-	-	49,719
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	4,417	-	-	-	-	327	-	-	-	-	-	-	-	-	5,075
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	329
不動産関連向け	2,983	786	-	-	207	-	-	3,489	220	-	-	-	-	-	-	19,096
自己居住用不動産等向け	2,679	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,766
賃貸用不動産向け	-	779	-	-	-	-	-	3,489	-	-	-	-	-	-	-	9,115
事業用不動産関連向け	304	-	-	-	207	-	-	-	220	-	-	-	-	-	-	732
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,481
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,193	-	-	-	2,193
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	941	-	-	-	1,227
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	58	-	-	-	-	-	-	-	-	58
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,434
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,680	-	-	2,680
合計	2,983	5,603	-	15,741	207	-	2,052	3,489	220	-	-	3,134	2,680	-	-	331,598

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	79,813
10%	—	8,667
20%	10,430	167,021
35%	—	2,053
50%	25,319	19
75%	—	4,481
100%	801	35,952
150%	—	34
250%	—	2,542
1250%	—	—
その他	—	—
合計	337,137	—

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	273,457	1,402	10	273,522
40%～70%	26,638	8,187	10	26,769
75%	4,195	914	21	4,047
80%	—	—	—	—
85%	15,837	955	36	15,697
90%～100%	2,779	328	18	2,042
105%～130%	3,714	8	100	3,710
150%	3,145	11	10	3,129
250%	2,680	—	—	2,680
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	332,449	11,807	13	331,598

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ ジャパン(株)(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		305	882	4,026	6,691	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、信用保証協会、住宅融資保険やしんきん保証基金があります。信用度の評価としましては、信用保証協会や住宅融資保険付保証は政府保証と同様の評価とし、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付による評価をしています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。有価証券については、「資産運用規程」「資産運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。なお、リスク管理態勢の高度化として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的なリスク管理を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ございません

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	171	—	174	—
(i) 住宅ローン	—	—	—	—
(ii) 消費者ローン	139	—	58	—
(iii) その他	32	—	116	—

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	171	—	74	—	1	—	0	—
50%～100%未満	—	—	100	—	—	—	2	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	171	—	174	—	1	—	3	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2. 「1250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めており、オリジネーターに該当するものはございません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM・統合リスク管理委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資産運用規程」「資産運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

【証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称】

当金庫は標準的手法を採用しております。

【証券化取引に関する会計方針について】

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ ジャパン(株)(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,564	2,564	2,871	2,871
非上場株式等	1,300	1,300	1,300	1,300
合 計	3,864	3,864	4,172	4,172

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	556	213

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	30	103
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

【銀行動定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によりリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM・統合リスク管理委員会や経営陣による、常務会、理事会等において報告しています。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金に関しては、当金庫が定める「資産査定基準」に準じた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,481	13,460
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	10,216	10,859	556	514				
2	下方パラレルシフト	0	0	△326	△32				
3	ス テ ィ ー プ 化								
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	10,216	10,859	556	514				
		ホ				ハ			
8	自 己 資 本 の 額	37,783				37,141			

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。
 3. 上記の金利リスク(ΔEVE及びΔNII)の値については、上方・下方パラレルシフトおよびスティープ化のシナリオに基づき計測し、最大値を記載しております。スティープ化については、上方・下方パラレルシフトの値以下だったことから、記載しておりません。
 なお、フラット化・短期金利上昇・短期金利低下については、任意の記載のため、記載しておりません。

金利リスクに関する事項

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。(ただし、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM・統合リスク管理委員会及び常務会に報告し、業務運営の状況について詳細に報告のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はありません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はありません。

(イ) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例などに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限目安を設定しています。具体的には、リスク毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎にリスク資本の配賦額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。